# 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（抄）

平成15年10月1日
15度新エネ総第1001004号
一部改正　平成16年６月２日16度新エネ総第0602001号
一部改正　平成18年３月22日17度新エネ総第0217004号
一部改正　平成19年８月６日19度新エネ総第0806002号
一部改正　平成20年３月31日19度新エネ総第0229002号
一部改正　平成21年７月１日21度新エネ総第0622001号
一部改正　平成23年７月７日23度新エネ総企第0707003号
一部改正　平成23年７月12日23度新エネ総企第0712002号
一部改正　平成24年９月18日24度新エネ総企第0918002号
一部改正　平成25年５月31日25度新エネ総企第0531002号
一部改正　平成26年３月31日25度新エネ総企第0331001号
一部改正　平成27年４月１日27度新エネ総第0401001号
一部改正　平成28年３月31日27度新エネ総第0331007号
一部改正　平成30年６月29日30度新エネ総第0629001号
一部改正　平成30年11月22日30度新エネ総第1122001号
一部改正　平成31年３月19日30度新エネ総第0319001号
一部改正　2020年３月９日2019度新エネ総第0309002号
一部改正　2022年３月11日2021度新エネ総第0311002号
一部改正　2023年３月９日2022度新エネ総第0309010号
一部改正　2024年10月３日2024度新エネ経企第1004001号
一部改正　2025年４月23日2025度新エネ総第0423003号

## 第３章　業務委託の基準

### 第１節　研究開発等業務の委託

（業務委託の基準）

**第 18 条**　機構は、機構法第 15 条第１号、第２号、第４号及び第７号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的に当該業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果が得られることが十分期待される場合には、当該業務を委託するものとする。

（受託者の選定）

**第19条**　機構は、前条の規定に基づき業務の一部を委託しようとするときは、当該委託する業務（以下「委託業務」という。）を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、所要期間、費用対効果その他委託業務に関する事項を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定するものとする。

（契約の方法）

**第20条**　機構は、前２条の規定に基づき委託をしようとするときは、受託しようとする者との間に委託業務に関する契約を締結するものとする。

２　前項の委託業務に関する契約において定めるべき事項は、委託業務の内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、完了の認定方法その他業務の委託に関し必要な事項とする。

３　受託に係る基準を定めている国立大学法人、公立大学、国公立の研究機関若しくは独立行政法人（地方独立行政法人を含む。以下同じ。）に業務を委託する場合又はこれらに受託者が第26条により機構の承認を受けて再委託する場合においては、当該基準に基づいて第１項の契約を行うことができる。

（契約金額）

**第21条**　この節の委託業務に係る契約金額は、当該委託業務の実施に要すると認められる経費の額とする。

２　機構は、前項の契約金額を算定するときは別に定める経費算定基準によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、受託者が受託に係る基準を定めている場合には、当該基準によることができる。

一　国立大学法人、公立大学、国公立の研究機関又は独立行政法人の契約金額を算定する場合。

二　前号に掲げる者以外の受託者の人件費の単価を算定する場合であって、経費算定基準に定める方式によることが困難な場合。

（委託業務の管理）

**第22条**　機構は、必要に応じ、受託者から委託業務の実施の状況を報告させ、又は必要な指示を与えるなど委託業務の管理上必要な措置を講ずるものとする。

（委託に係る財産の所有権の帰属）

**第23条**　機構は、この節の規定に基づき業務を委託する場合において、受託者が業務の委託契約に基づいて製造し、又は取得した財産（土地、建物、構築物、機械装置、工具、器具、備品その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の所有権を機構に帰属させるものとする。

（委託に係る財産の所有権の帰属の特例）

**第24条**　機構は、この節の規定に基づき業務を委託する場合において、当該委託に係る財産を機構が所有することにより見込まれる機構の支出が、当該財産を機構が業務の用に供した後における残存価額を上回ることが見込まれる場合には、前条の規定にかかわらず、当該財産の所有権を受託者に帰属させることができる。

（委託の成果に係る知的財産権の帰属）

**第25条**　機構は、この節の規定に基づき業務を委託する場合には、当該委託に係る成果（以下この条において「特定委託成果」という。）に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権（成果報告書その他これに類するものの著作物の著作権を除く。）、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利その他これらに類するもの（以下「知的財産権」という。）について、次の各号のいずれにも該当するときは、その知的財産権を受託者から譲り受けないものとすることができる。

一　特定委託成果に係る知的財産権に関して出願、申請その他の手続を行った場合（著作権については著作物が得られた場合）には、遅滞なく、機構にその旨を報告することを受託者が約すること。

二　経済産業大臣の要請に応じて、機構が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を機構に許諾することを受託者が約すること。

三　当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、経済産業大臣の要請に応じ、機構が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾することを受託者が約すること。

四　当該知的財産権の移転又は当該知的財産権を利用する権利であって次項に定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として第３項に定める場合を除き、あらかじめ機構の承認を受けることを受託者が約すること。

２　前項第四号で定める権利は、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権とする。

３　第１項第四号で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　受託者であって株式会社であるものが、その子会社又は親会社に特許権

等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（以下この項において「移転等」という。）をする場合

二　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者に移転等をする場合

三　技術研究組合が組合員に移転等をする場合

（再委託）

**第26条**　機構は、この節の委託業務の効率的な実施のため特に必要と認める場合には、受託者が当該委託業務の一部を第三者に委託することを認めることができる。

**第2節**　鉱工業基盤技術試験研究業務の委託

（試験研究業務の委託方法等）

**第27条**　機構は、機構法第15条第11号に規定する鉱工業基盤技術試験研究業務を委託するに当たっては、研究課題を広く政府等以外の者から公募し、外部有識者による事前評価に基づき課題を選定し、これを提案者に委託して行うものとする。

２　前項において、委託する試験研究は、我が国産業技術力向上において幅広い波及効果を有し知的財産の形成や新規産業創出に寄与するもののうち、特にリスクが高く政府等以外の者のみでは実施が困難な研究課題を対象とする。

（契約の方法）

**第28条**　機構は、前条の規定に基づき委託しようとするときは、基盤法第6条により定められた基本方針に基づき、委託する業務の内容、実施方法、実施期間、知的財産権の取扱、収益納付、評価、契約の変更及び解除の条件その他業務の委託に関し必要な基本的事項を定めた基本契約を締結し、さらに当該委託する業務に係る各年度の業務内容、契約金額、支払方法、各年度契約の変更及び解除の条件、完了の認定方法その他当該業務の委託に関し必要な事項を記載した委託契約を締結するものとする。

（準用）

**第29条**　第21条（同条第２項ただし書の規定を除く。）及び第22条から第26条までの規定は、鉱工業基盤技術試験研究業務について準用する。

**第3節**　金融機関等への業務委託

（金融関連業務の委託）

**第30条**　機構は、金融機関及び債権回収会社に対し、機構法第15条第13号に規定する業務の一部を委託しようとする場合には、受託しようとする者と委託契約を締結するものとする。

２　前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その

他業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

３　機構は、第１項の規定により委託を受けた者に対し、委託手数料を支払うものとする。

### 第４節　その他の業務委託

（業務委託の基準）

**第31条**　機構は、前３節の規定に基づき委託することができるとされた業務のほか、自ら業務を実施するよりも委託して実施することが効率的であると認められる調査、研修、指導その他の業務を他に委託することができる。

２　機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。

３　前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その他業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

**第32条**　第20条第３項及び第21条から第26条までの規定は、前条第１項に規定する業務委託について準用する。

## 第４章　競争入札その他契約に関する基本的事項

（基本方針）

**第33条**　機構は、その業務の公共性にかんがみ、売買、貸借、請負に係る契約その他これらに類する契約を締結するに当たっては、競争に付すことを原則とし、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

２　前項の契約の詳細については、会計規程で定める。

（調達手続の適用）

**第34条**　機構は、政府調達に関する協定その他の国際約束及び関連法令の定めに則して、物品又は役務の調達契約を行うものとする。

（事業年度を超える契約の締結）

**第35条**　機構は、運営費交付金又は国から交付される補助金により設けた基金をその財源とする契約であって、契約の性質、目的又はその締結の時期からみて、必要があると認めるときは、財政事情の変化による契約変更があり得ることを条件として、事業年度を超える契約を締結することができる。